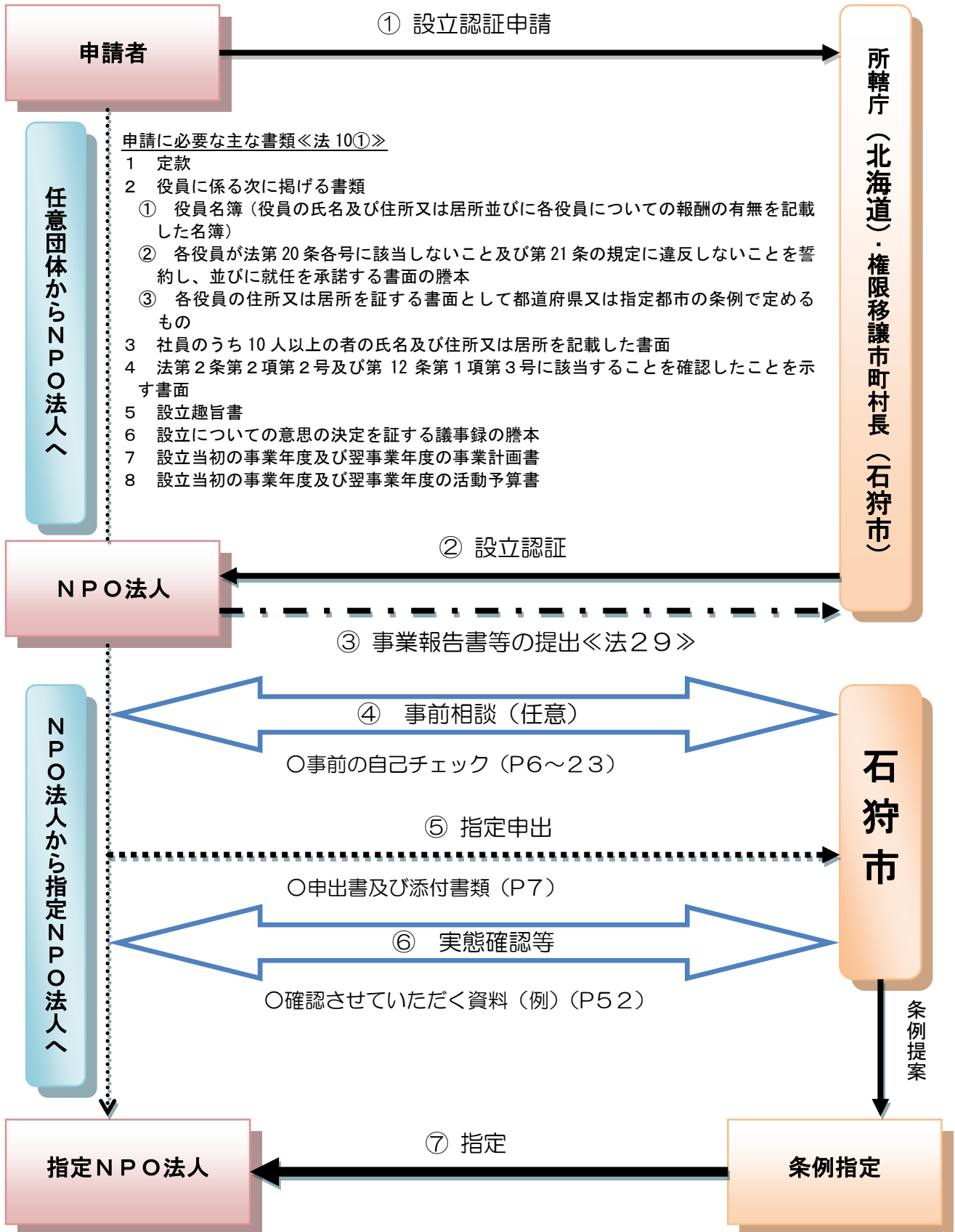


第2章 指定NPO法人制度（導入編）

1 指定NPO法人になるまでのフロー



2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、条例で定めるところにより、市に提出することとしています（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(10)）。

◎指定を受けるための申出書及びその添付書類（条例等で定める書類）

申 出 書	
記 載 事 項	① NPO法人の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地
	④ その他の事務所の所在地
	⑤ 設立の年月日
	⑥ 現に行っている事業の概要
	⑦ 事業年度
	⑧ 過去の指定の有無及びその年月日
	⑨ その申出において適用する支援参加基準
	⑩ 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

申出書の添付書類	
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②	指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
④	事業報告書（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑤	役員名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑥	定款（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）

（注）①の書類については、条例第4条第1項第2号ウ～オの基準に適合する法人は、添付の必要はありません。（条例3②）

④～⑥の書類については、権限移譲市町村長が市長である法人は、添付の必要はありません。（条例3③）

（参考）

NPO法人が毎事業年度1回所轄庁（権限移譲市町村長を含む）への提出が必要な書類	
①	事業報告書（前事業年度分）
②	貸借対照表（前事業年度分）
③	活動計算書（前事業年度分）
④	財産目録（前事業年度分）
⑤	年間役員名簿（前事業年度分）
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（前事業年度末日現在）

3 事前チェックシート

- 指定を受けるためには、条例等に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目1-①・②・③・④、2、3、5-D・Eは実績判定期間において、項目1-⑤は申出日の前日において、項目4、5-A・B・C、6、7、8は、申出時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定を受けようとする法人等は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

1	① 【相対値基準】経常収入金額のうち寄附金等収入金額の割合が10分の1以上である(P9) 又は ② 【絶対値基準】3,000円以上の寄附者が年平均50人以上である(P10) 又は ③ 市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上である(P11) 又は ④ 市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上、かつ実従事者10人以上である(P12) 又は ⑤ 【道条例個別指定法人】道条例により指定されている(P13)	適・否
2	市内において、事業活動を国、地方公共団体、企業、団体等と協働している実績が各事業年度1回以上ある(P14)	適・否
3	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P15)	適・否
4	運営組織及び経理が適正である(P17)	適・否
5	事業活動の内容が適切である(P18)	適・否
6	情報公開を適切に行っている(P19)	適・否
7	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P20)	適・否
8	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P21)	適・否
9	設立の日から1年を超える期間が経過している(P22)	適・否
	－ 欠格事由のいずれにも該当しない(P23) －	適・否

ご注意ください！

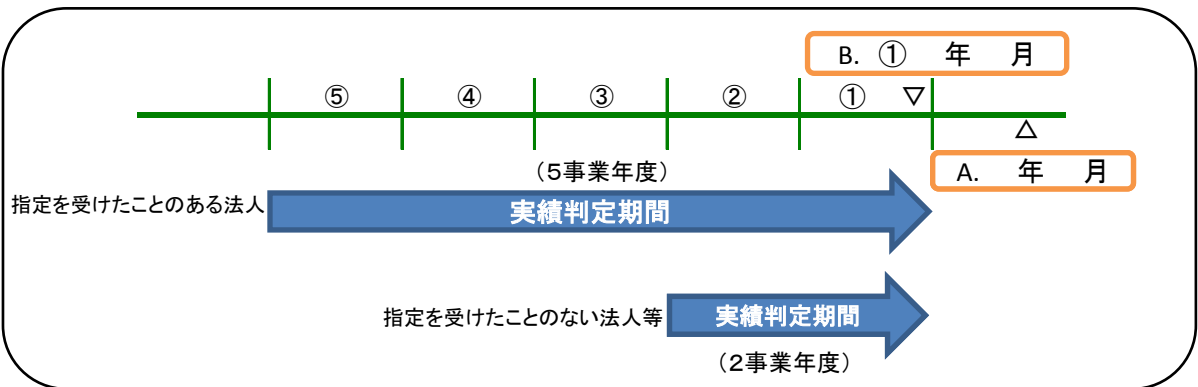
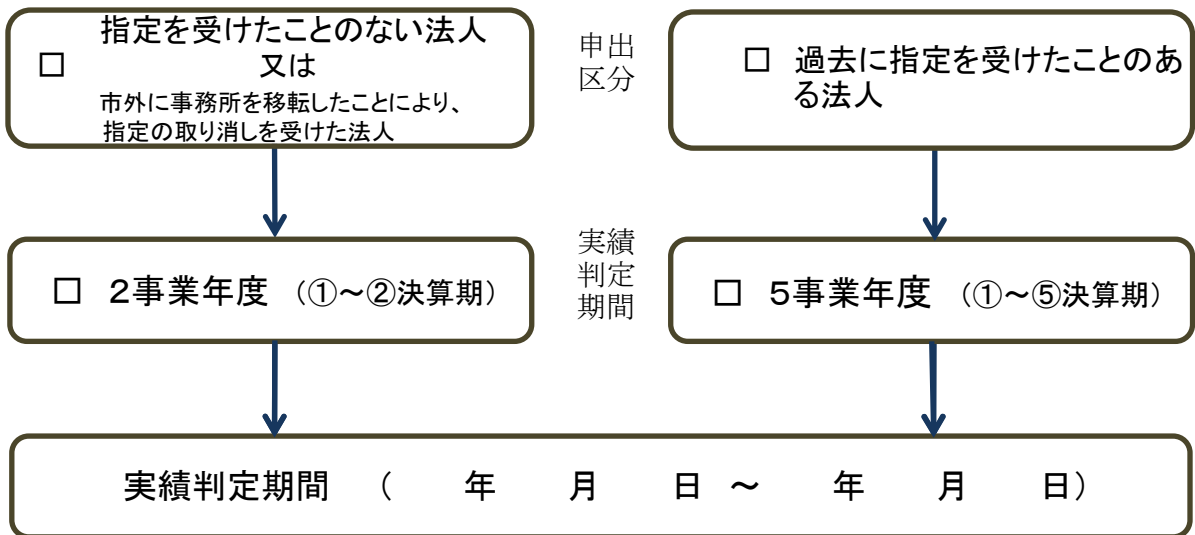
- このチェックシートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人等の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
------------------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



☆ 基準1については、①～⑤のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-①

—支援参加基準について—
【寄附金に係る相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
<hr/>		
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
<hr/>		
K. 差引金額(G - H - I - J)	(円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Kの金額()}}{\text{Fの金額()}} \geq 10\% \text{である}$$

はい

いいえ

(適)
指定基準1-①に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準1については、①～⑤のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-②

—支援参加基準について—
【寄附金に係る絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上である。

はい

いいえ

(適)
指定基準1-②に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が50人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)		
①	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
				合計	月	人

$$\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 100$$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準1については、①～⑤のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-③

—支援参加基準について—
【催物の開催について】

各事業年度において、石狩市民を対象とした催物を年2回以上開催している

いいえ

はい

当該催物への一般参加者が各事業年度において、50人以上いる

いいえ

はい

(適)
指定基準1-③
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 催物

- ・ セミナー
- ・ イベント
- ・ 講習会等

※ 一般参加者

法人の役員、社員、職員を除く一般参加者

※ 申出書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

☆ 基準1については、①～⑤のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-④

—支援参加基準について—
【ボランティア従事者について】

各事業年度において、その特定非営利活動に
ボランティアとしての従事者が50人以上いる

いいえ

はい

当該ボランティアの実従事者数が10人以上い
る

いいえ

はい

(適)
指定基準1-④に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

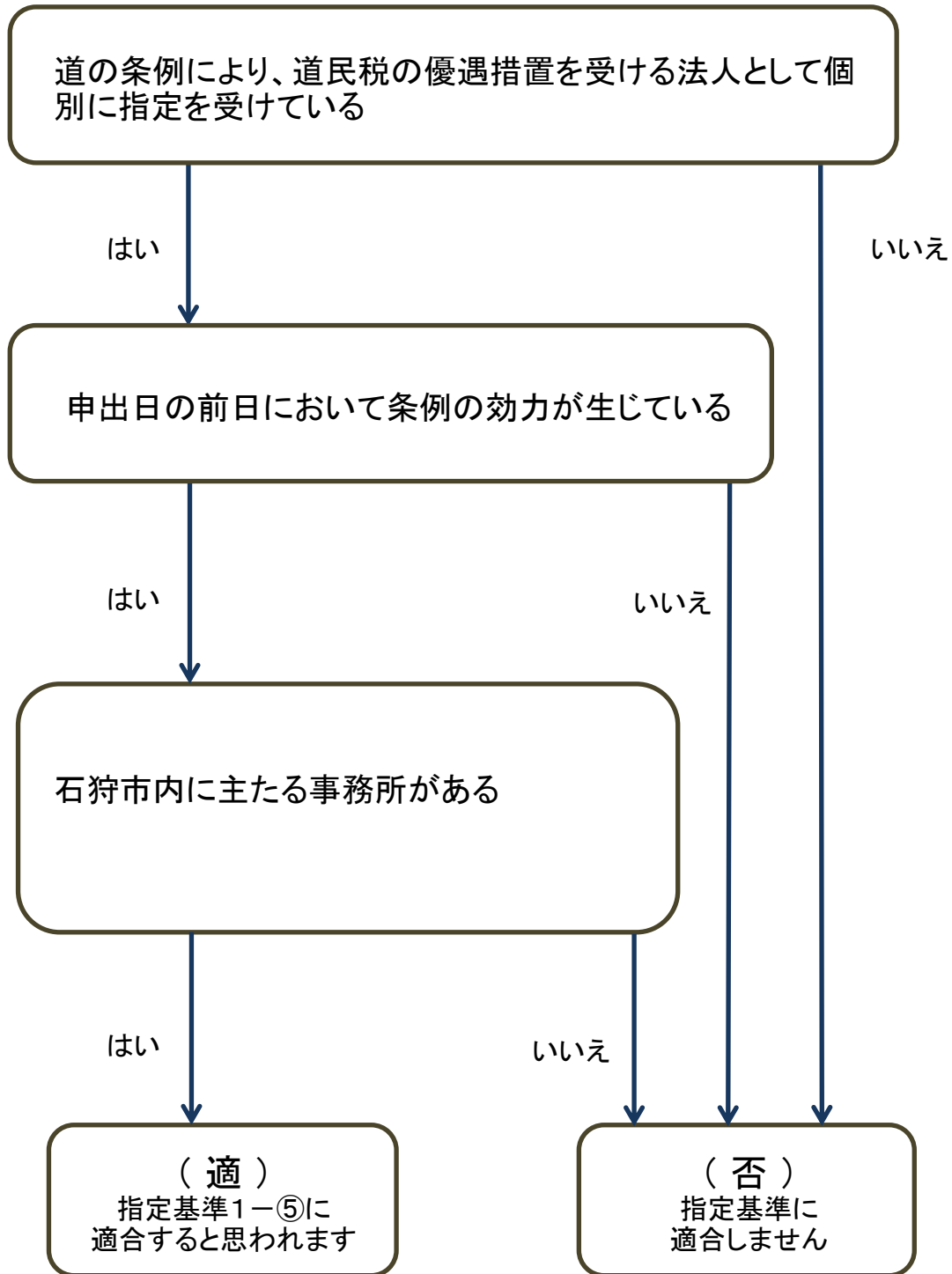
※ 対象とする特定非営利活動
法人が石狩市民を対象として実施する事
業であり、総会、理事会等法人の運営に関
するものは除きます。

※ 申出書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

☆ 基準1については、①～⑤のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-⑤

—支援参加基準について—
【道条例個別指定法人】



※ 申出書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

指定基準2 — 協働実績について —

各事業年度において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働事業を1回以上行っている

いいえ

はい

(適)
指定基準2に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

- ※ 対象とする協働事業
それぞれの主体が対等な立場で協力しあ
う取組であり、協定書、会議録等書面で確
認が可能な事業
- ※ 対象とする協働事業の相手方
 - ・ 国、地方公共団体
 - ・ 企業
 - ・ 大学、研究機関
 - ・ 町内会、自治会等地縁組織など

指定基準3 — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

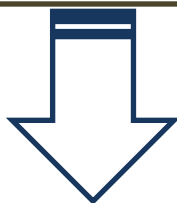
A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

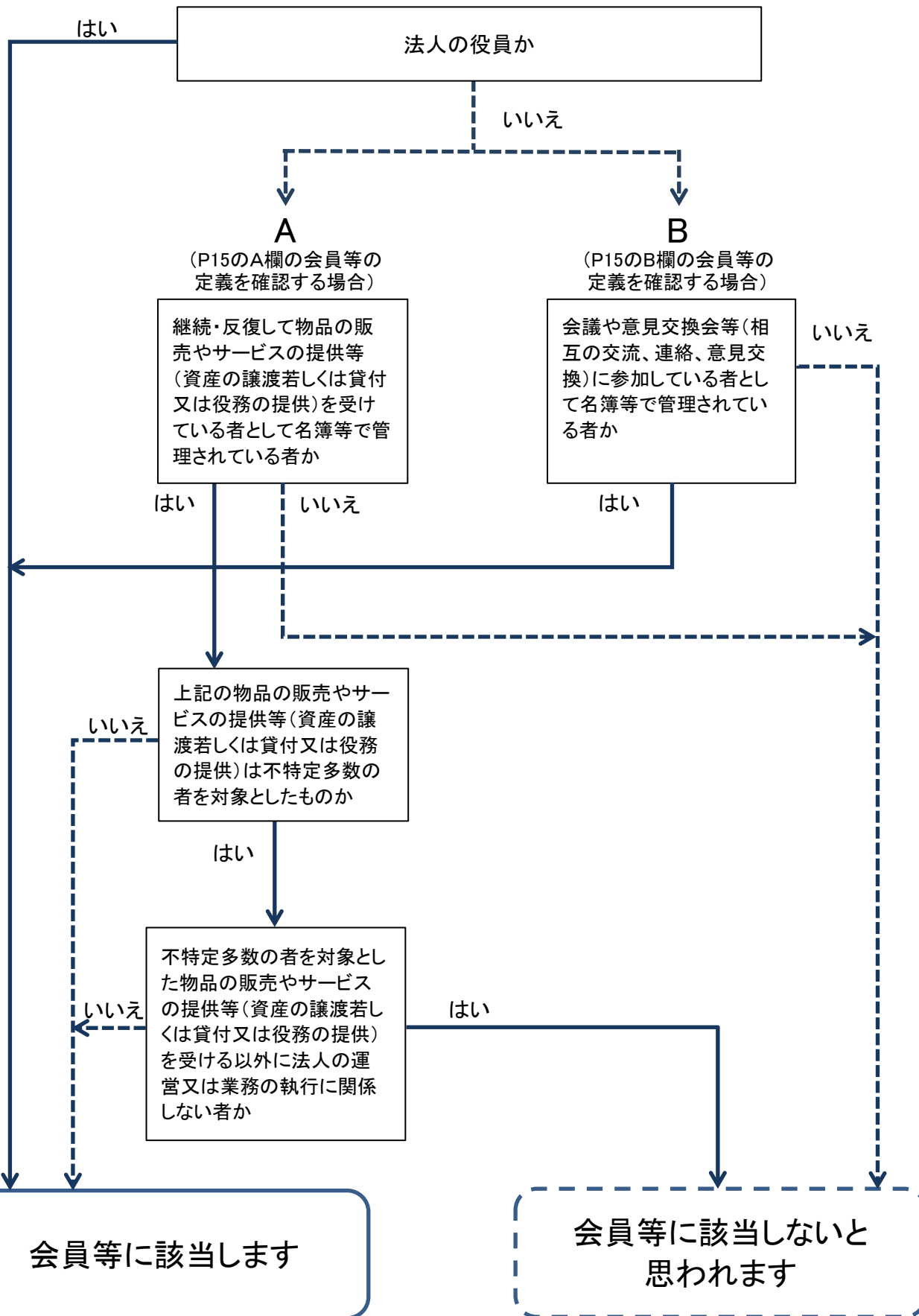
(適)
指定基準3に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 「会員等」の定義については、P16を参照願います。

指定基準3

(参考)「会員等」について



指定基準4 — 運営組織及び経理について —

役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である

いいえ

はい

役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である

いいえ

はい

公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している

いいえ

はい

各社員の表決権が平等である

いいえ

はい

支出した金銭について用途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない

いいえ

はい

主たる事務所に職員が1名以上置かれている

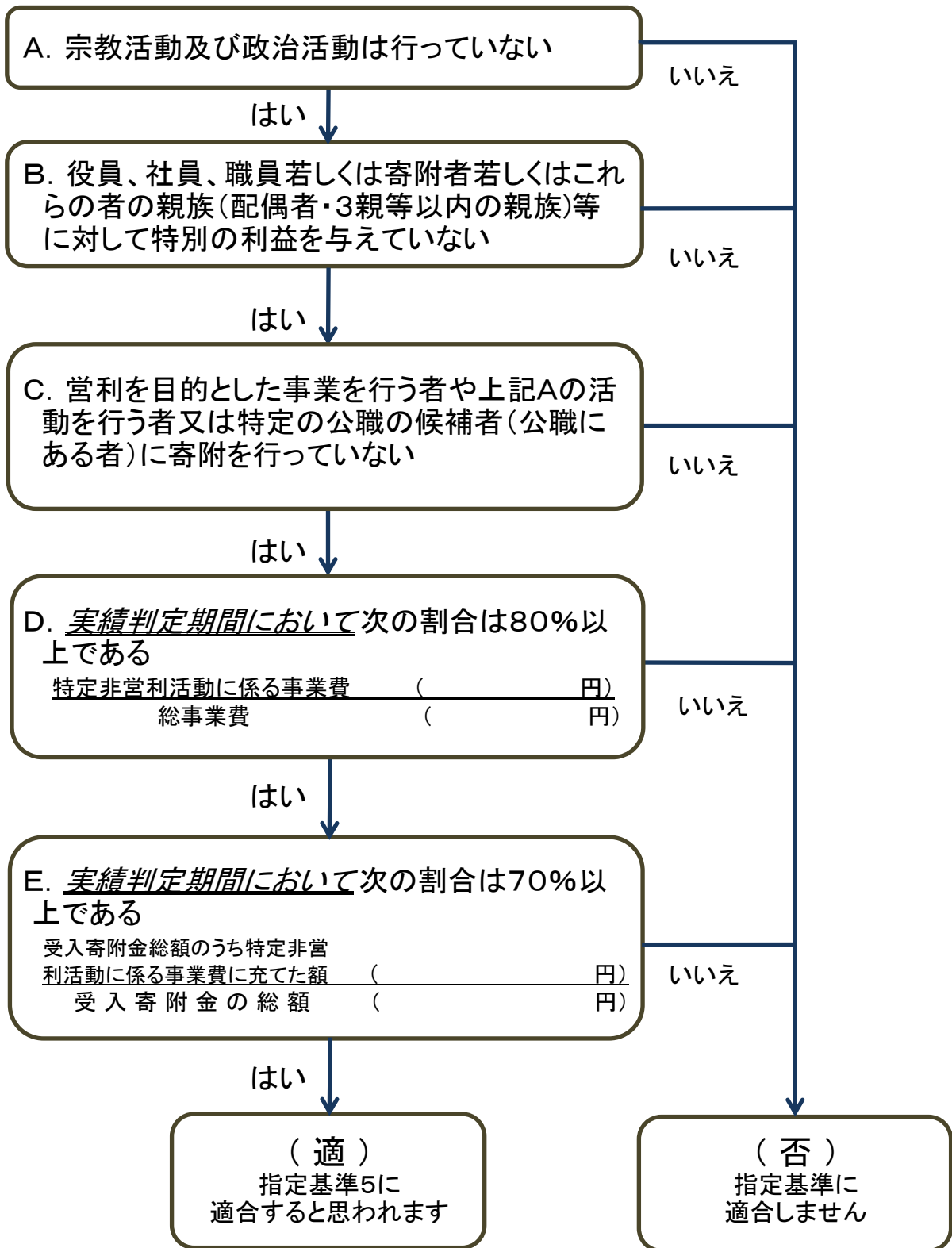
いいえ

はい

(適)
指定基準4に
適合すると思われます

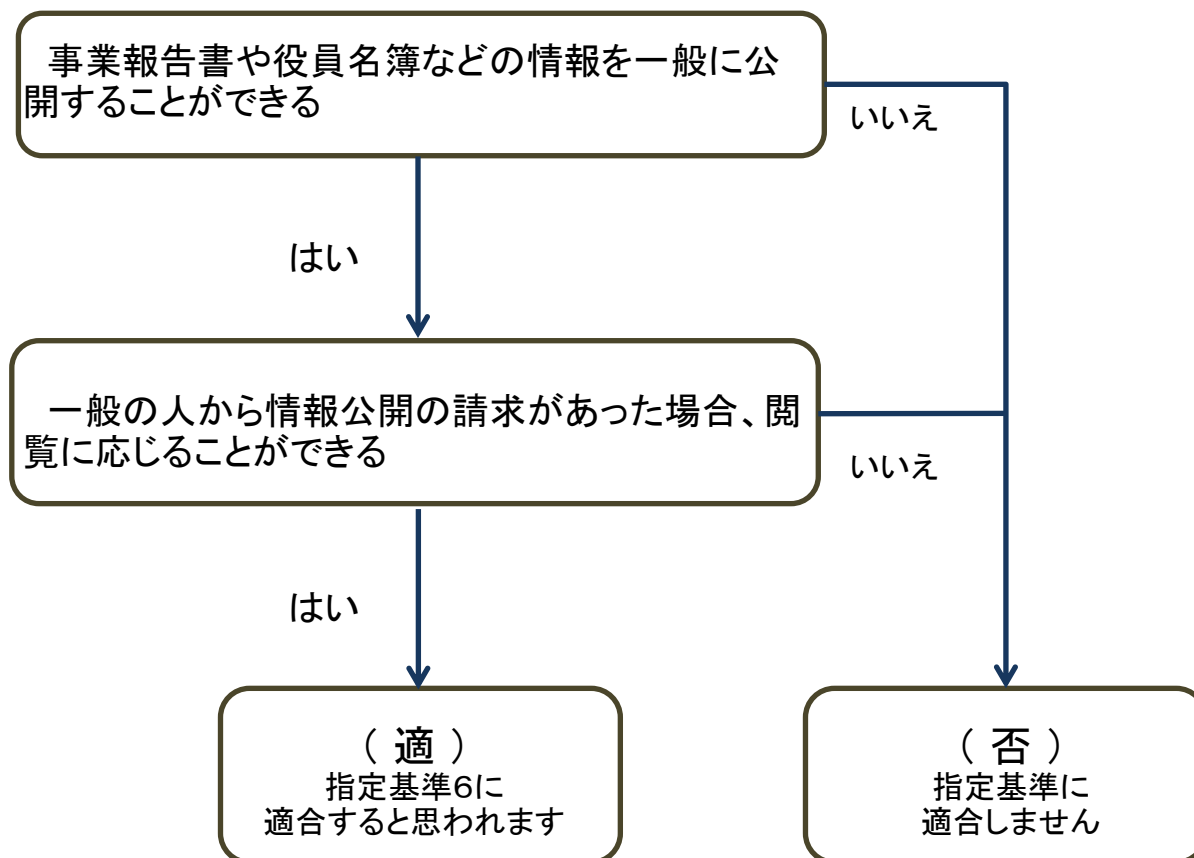
(否)
指定基準に
適合しません

指定基準5 — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準6 — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し
- ・ 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に市長に提出した書類の写し

指定基準7 — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

はい

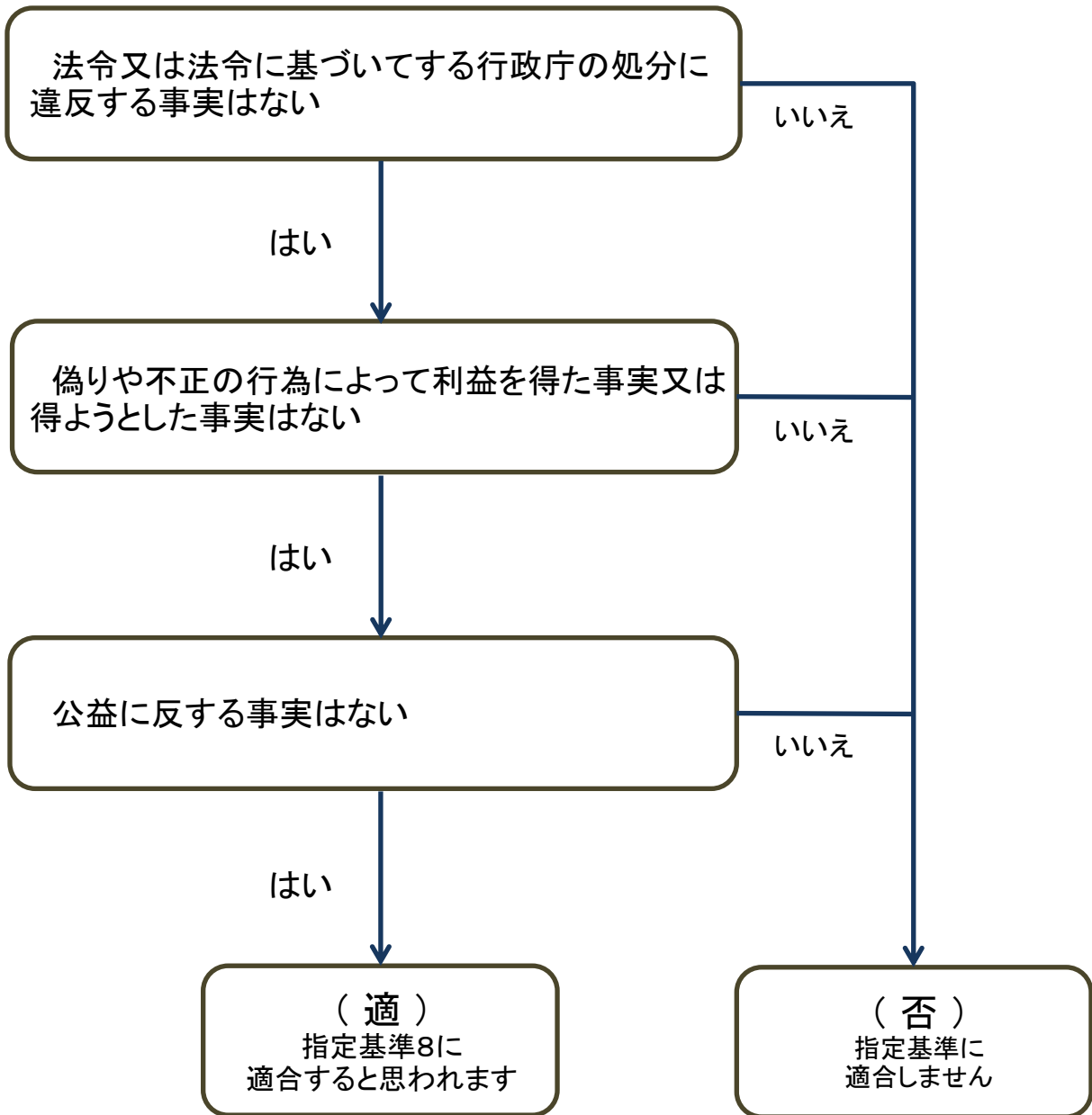
(適)
指定基準7に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

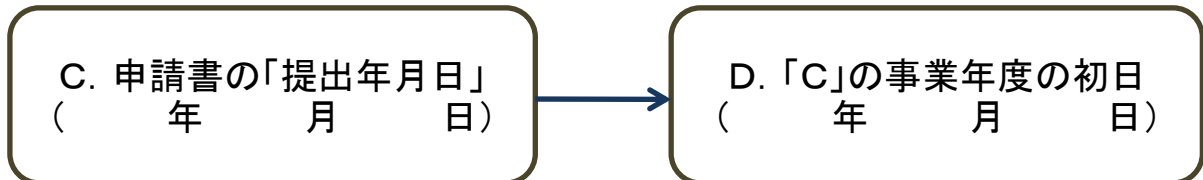
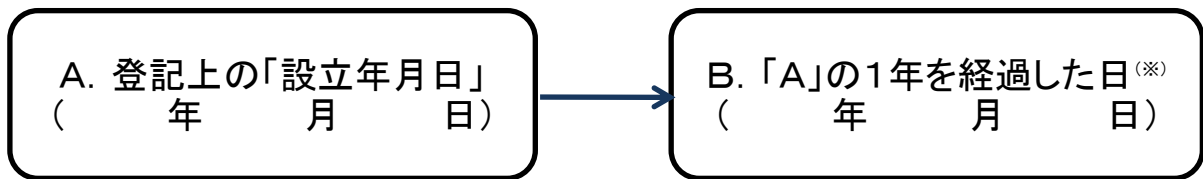
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 活動計算書
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準8 — 不正行為等について —



指定基準9 — 設立後の経過期間について —



「D」は「B」より遅い日付である

はい

いいえ

(適)
指定基準9に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

はい

C. NPO法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J.において「暴力団の構成員等」といいます。）

いいえ

E. 指定を取り消され（主たる事務所を市外に移転したことにより、取消しを受けた法人を除く）、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

4 標準処理期間

NPO法人の指定申出の標準処理期間を設定し、この標準処理期間内に処理を行うこととしています。

(1) **標準処理期間**

市長は、原則として、起算日から6か月以内に条例制定（改正）手続を行うか、行わないかを決定しなければなりません。

(2) **標準処理期間の起算日**

標準処理期間の起算日は、申出書が提出された日の翌日